

OMIC Food Safety Newsletter No. 516 October 30, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)
(2020年10月中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
10/19	中国産ほうれんそう	ジフルベンズロン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000684492.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)

2. タイ産品の輸入違反事例 (2020年10月上~中旬)

日付	品名	不適格内容	基準	検査の種類
10/8	生食用冷凍鮮魚介類: さけ	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	モニタリング検査
10/8	加熱食肉製品(加熱後包装): あぶり焼きチキン	成分規格不適合 (E. coli 陽性)	陰性	自主検査
10/14	無加熱摂取冷凍食品: ドリアン	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	自主検査

★ タイ保健省 汚染物質の残留基準に関する通知第 414 号 (2020 年) を制定

タイ保健省は、汚染物質の残留基準に関する新規の通知を公布しました。2020年の5月20日付け、11月16日施行の通知第414号(2020年)により、International Food Standards Organization (Codex Alimentarius)に準拠し、食品の汚染物質の規制を改善する基準が制定されました。これにより、保健省の汚染物質の残留基準に関する通知第98号(1986年)と第273号(No.2)(2003年)が廃止されました。汚染物質の最大残留量は、以下の表の項目について、通知の付表1において、汚染物質と食品の種類によって定められています。

重金属	カドミウム、スズ、鉛、メチル水銀、総水銀、総ヒ素、無機ヒ素
カビ毒	アフラトキシン M1、総アフラトキシン (アフラトキシン B1+B2+G1+G2)、 デオキシニバレノール (DON)、フモニシン B1+B2、オクラトキシン A、 パツリン
その他の汚染物質	シアン化水素、シクロプロペノイド脂肪酸、メラミン 及びシアヌル酸、 塩化ビニールモノマー、アクリロニトリル(アクリロニトリルモノマー)、 クロロプロパノール、3-MCPD、3-クロロ-1,2-プロパンジオール
放射性物質	Pu-238、Pu-239、Pu-240、Am-241、Sr-90、Ru-106、I-129、I-131、U-235、 S-35、Co-60、Sr-89、Ru-103、Cs-134、Cs-137、Ce-144、 Ir-192、H-3、C-14、Tc-99

詳細は以下のサイトをご参照下さい。

FDA: http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

★ バンコク支店からのお知らせ

海外貨物検査株式会社バンコク支店では、通知第414号で定められた汚染物質の多くの項目の分析が可能です。詳細はバンコク支店ラボラトリー部まで、お問い合わせ下さい。

住所: No.12-14, Yen Akas Soi 3, Chongnonsri, Yannawa, Bangkok 10120

電話: 02-286-4120 ファックス: 02-287-5106

メール: labmk.th@omicnet.com / labmk2.th@omicnet.com / labmk3.th@omicnet.com

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No.517の発行は、2020年11月13日とさせていただきます。